

成田市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における少子高齢化の進展に的確に対応し、将来的な人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、成田市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 成田市人口ビジョンの策定及び変更に関すること。
- (2) 成田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び変更に関すること。
- (3) 成田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果の検証に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第3条 本部は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 本部に本部長を置き、本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を総理し、本部を代表する。
- 4 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部の会議には、本部長が必要と認める関係職員を出席させ、説明させることができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(各部課等の責務)

第6条 各部課等は、本部の目的の達成のために積極的に協力を行うとともに、本部に必要な資料の提供を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

別表

副市長
教育長
企画政策部長
総務部長
財政部長
空港部長
市民生活部長
環境部長
福祉部長
健康こども部長
経済部長
土木部長
都市部長
水道部長
教育総務部長
生涯学習部長
消防長